

⑨いじめ防止対策基本方針

1 いじめ防止基本方針策定に当たって

基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）により、銭亀沢小学校すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるように、いじめ防止等を目的に策定した。

2 いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

(2) いじめに対する基本的な考え

- ・ いじめは、人として決して許されない行為であると考え、どの子にも起こり得ることと踏まえる。
- ・ 根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌づくりをするために、学校・家庭・地域が一体となって組織的・継続的に取り組む。
- ・ いじめを容認せず、早期に発見し的確に対応する。
- ・ いじめを見逃さないために、「加害児童生徒がいじめを意図して行っていない行為」「偶発的な行為」「継続性がない行為」「相手を特定せず行った行為」などであっても、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当する意識をもって認知する。

(3) 学校としての基本姿勢

- ・ 校長のリーダーシップのもと、教員と専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- ・ 教育活動全体を通じ、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくりに努め、互いに認め合いながら課題を克服していく力や、相手への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育む。
- ・ すべての児童が安心でき、他者から認められていると感じられる居場所づくりや、他者とかわり、他者の役に立っていると感じられる絆づくりの取組を進めるとともに、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団作りを進める。
- ・ すべての児童に心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の声明を尊重する心を育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめが生まれない環境を醸成する。
- ・ 情報モラル教育を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。
- ・ 全職員が「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮し、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的な認知をする。
- ・ いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、いじめを行ったとされる児童に対しては、事情を確認したうえで、その保護者と情報を共有し別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させる。

3 学校におけるいじめの防止

(1) いじめ防止のための基本姿勢

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進し、温かな支持的風土を醸成する。

- ③いじめの早期発見のために、組織的・計画的取組を行う。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を確保するとともに、学校内だけでなく各種外部組織や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が連携・協働して、事後指導にあたる。

(2) いじめの未然防止の取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育み、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

児童がいじめの問題を自分の事として捉え、考え、議論することで、いじめに正面から向き合うことができるよう具体的な事例を含めた取組を推進する。

① 学級経営の充実

- ・ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、各種検査（Q U、ほっと等）の結果を活かしたりして児童の実態を把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・分かる授業を実践して、児童一人一人の成就感や充実感のもてる授業の実践を推進する。

② 道徳教育の充実

- ・「特別の教科 道徳」を要として、道徳教育の実践において、学校の教育活動全体を通じて児童の自己有用感や自己肯定感を高める指導を進める。
- ・道徳教育をすべての教育活動に取り入れて、人権尊重や思いやりの心を育む。

③ 相談体制の整備

- ・アンケートや各種検査の結果を考慮して、職員研修で共通理解を図る。
- ・担任による教育相談（個人懇談）やアンケートの結果から、児童一人一人の理解に努める。
- ・担任から生徒指導特別委員会またはサポート委員会で対応等を検討し、教職員の共通理解のもと指導を行い、外部の支援専門家チーム等のアドバイス等を受ける。

④ 縦割り班活動の指導

- ・縦割り班活動の実践を通して、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身につけさせる。

⑤ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネット、スマホ等の活用状況を把握すると共に、ネットに対するモラル意識の向上を図る指導と啓発を進める。

⑥ 学校と家庭や地域、関係機関との連携した取組

- ・地域保護者への啓発や、近隣校と連携した指導、関係機関や専門家と連携した指導の推進を図る。
- ・警察と学校の連絡調整をする窓口職員を教頭とする。

⑦ 体験的な学習、問題解決的な学習の取組

- ・各教科等の特性を生かした言語活動を工夫しながら、児童の興味関心を生かした学習教材を導入し、意欲が持続するような体験的な学習活動を展開する。

4 いじめの早期発見のための措置

- (1) 「複数の目」「外部の目」によって、日常の児童の様子に目を配る。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施を行い、実態把握に取り組む。
- (3) 児童およびその保護者が日頃よりいじめ等について訴えやすい体制を整え、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められるよう、学校と保護者の信頼関係を構築しておく。

- (4) 保護者用のいじめチェックシート等を活用して、家庭と連携して児童を守り、組織的に対応して健全やかな成長を支援していく。
- (5) 児童や保護者からの相談や悩みに対応する組織が適切に機能しているか、定期的に点検する。また、保健室や相談窓口・電話相談等の活用を周知する。
- (6) 教育相談等（個人面談）で知り得た児童や保護者の個人情報について、対外的な取り扱いの方針を明確にして、適切に行う。また、いじめに関する情報等は、教職員全体で共有し、指導等について共通理解を図る。

5 校内体制について

<組織>「子ども支援委員会（校内いじめ対策委員会）」

<運営>特別支援教育コーディネーター

<構成>・校長 ・教頭 ・くらしづくり（生徒指導担当）・体制づくり ・教務主任
 ・特別支援教育コーディネーター ・養護教諭 ・学級担任等、心理・福祉等に関する専門家

<活動>

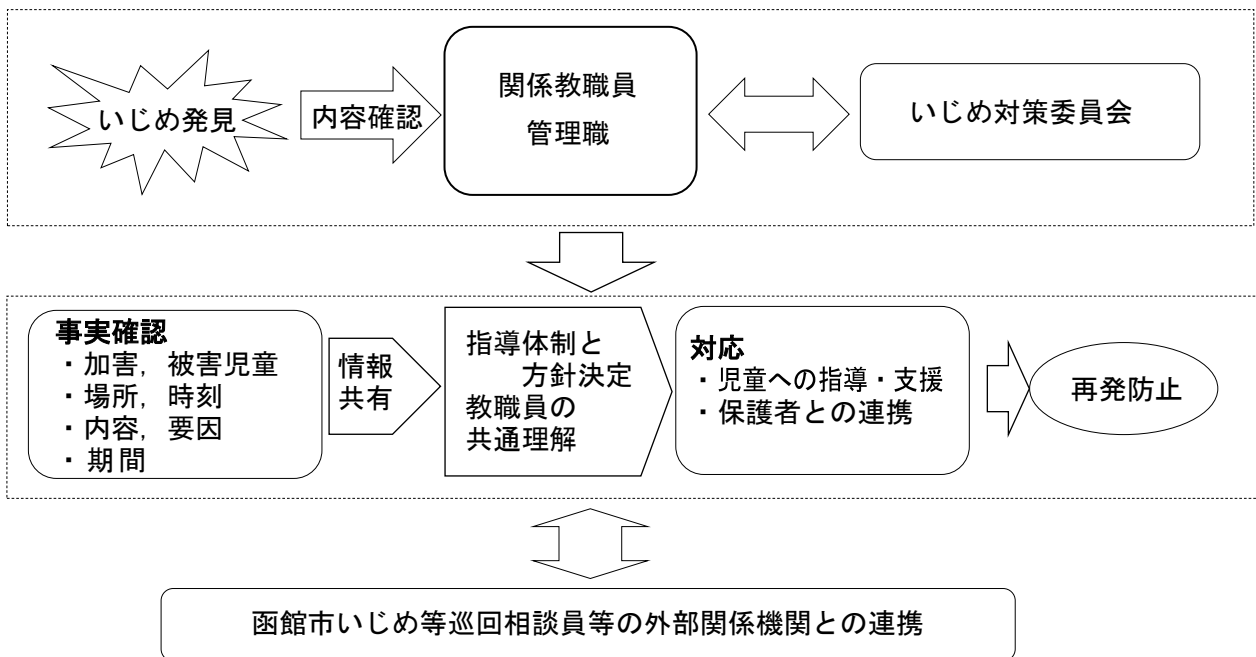
- ・いじめ防止等の対策のためにいじめ対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。
- ・いじめの早期発見に関することを行う。（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ事案について、対応に関することを行う。

<共通理解>

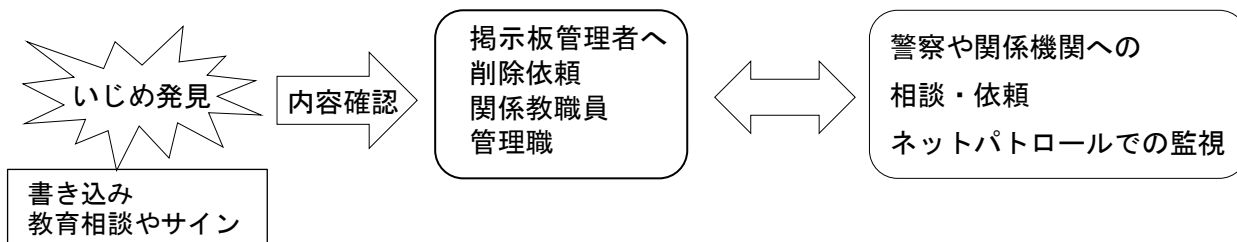
- ・職員会議や児童理解交流会等での情報交流、地域住民と合同で行われる校外生活委員会等を経て情報を収集し、配慮を要する児童について共通理解して、現状や指導内容について周知する。全教職員で見守る体制づくりを目指す。

6 いじめに対する措置

校長のリーダーシップによる迅速な初期対応



※インターネット上でのいじめが発生したときの対応



※いじめが解消している状態（次の2つが満たされているもの）

- いじめが止んでいる状態が3月以上継続していること
- 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

○被害児童への対応	○被害児童の保護者への対応
<ul style="list-style-type: none"> ・共感すること，心の安定 ・学校が守ること，不安感の払拭 ・自立への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な事実確認，情報共有 ・保護者の願いを聞き，誠意ある対応 ・防止方法の協議，方針の理解，連携
○加害児童への対応	○加害児童の保護者への対応
<ul style="list-style-type: none"> ・事実の確認，要因や背景の配慮 ・いじめについての指導，助言 ・粘り強い指導と継続的なチェック ・関係機関との緊密な連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実の確認，要因や背景の配慮 ・保護者の思いを聞く，誠意ある対応 ・防止方法の協議，方針の理解，連携 ・被害児童への謝罪や立ち直りへの指導
○傍観児童等への対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・学級及び学年全体の問題として，いじめを抑止する協力者（仲介者）への転換を促す ・資料等をもとにしながら，見て見ぬふりも，いじめを肯定していることを理解させる。 ・被害児童の心の苦しさに理解と共感，止められることを目指した指導 	

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童等の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし，一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を，市教委に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施するとともに，関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対して，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤いじめの事案に係る記録を保存する。

8 評価

学校評価において，いじめの問題への取組について自己評価を行うとともにその結果については，適切に公表する。さらに改善策を検討し，指導の充実を図る。（PDCAサイクルの確立）

- ポイントとして
- いじめの早期発見に係る取組に関すること
 - いじめの再発防止に向けた取組に関すること 等